

講義名	法学入門（5103・5104）		
科目区分	専門基礎科目		
担当教員	八木 雅史 / 小畑 徳彦 / 藤井 啓吾		
開講期・曜日・時限	後期 木曜日 1時限		
	2014年度 サービス産業学部 サービスマネジメント学科 / 2014年度 サービス産業学部 観光学科 / 2014年度 総合政策学部 総合政策学科 / 2014年度 商学部 商学科 / 2013年度 サービス産業学部 サービスマネジメント学科 / 2013年度 サービス産業学部 観光学科 / 2013年度 総合政策学部 総合政策学科 / 2013年度 商学部 商学科 / 2012年度 サービス産業学部 サービスマネジメント学科		
履修開始年次	1年生	単位数	2
		講義コード	41033

主題と概要

社会とは、結局「個人対個人の関係」の集合体として成り立っている。（ただし、この場合の個人には法人（会社や国、地方自治体など）も含まれることを付け加えておく。）したがって、個々の「個人対個人の関係」のすべてが望ましいと考えられる（利害が調整された）状態になればこの社会はすばらしい社会になることである。

そのような社会に少しでも近づぐためには、個々の「個人対個人の関係」をより良く調整するための道具が必要である。そして国家権力による強制力こそ有意義で非常に強力な道具となりうるのである。その目的を達成するために国家権力の発動をコントロールする社会的なシステムが法律なのである。

そして社会的「人間関係調整」システムとしての法律を学ぶということは、社会生活において発生しうるすべての「個人対個人」の紛争を具体的な『条文』に従って解決する（このことを『法律の適用』という。）方法を身につけるということである。本授業の主題もそのような技法を習得することにある。すなわち抽象的理論的な説明にできるだけ偏することなく、具体的な『条文』を示しつつこれを身近な具体的事例に適用するという訓練を授業の一部に取り入れる。かかる演習的な要素をもった本授業を提供することで、法律的に物事を思考する習慣を身につけてもらいたい。今後のビジネスマンに必須の能力であろう。さらに時宜を得た多くの身近な法律問題に触れることを通じて社会の一員であることの意味とその責任を感じてもらうことを主題としている。

また本授業をはじめ本学においての法律関連科目（民法、商法、経済法その他）の主たるテーマは、様々な種類の「取引」（経営、流通をも含む広い意味。）に関わる場面に限定しての「個人対個人の関係」を、法律が、どのような望ましい関係にしようとしているのか、そのためどのように国家権力の発動を（当事者間の状況に応じた具体的な権利や義務を生み出すことによって。）実際にコントロールしているかを理解することである。したがって専門基礎科目と位置づけられる本授業の果たすべき役割としては、今後他の法律関連科目を学ぶ前提として必要不可欠な取引

到達目標

社会生活ならびにビジネス活動において不可欠な法的基礎知識を修得し、他人との間でのトラブルの予防および適切な解決を図る能力を身につけると同時にコンプライアンス精神の涵養を図る。

提出課題

評価の基準

第 部；授業中の提出物の達成度による。
 第 部；原則として各回の授業の最後に行う「小テスト」の成績を基にして行う。
 第 部；毎回授業の理解度を試す「確認テスト」を行い、その成績で評価する。

履修にあたっての注意・助言他

本授業は、履修登録者を三つのクラスに編成し、同一の時間帯に別々の教室にて開講する予定である。そのうえで3名の担当者が、5回の担当授業を終了することに次のクラスに移動していくことで全クラスがすべての授業内容をクリアするという方法で行う。したがって、後掲の授業計画における 部、 部、 部の順序は各クラスによって異なることになるので注意すること。

また、本授業は法律を学ぶために不可欠な法的思考方法および基礎知識の習得を内容とするものである。したがって将来民法、商法、経済法等を履修しようとする者は、あらかじめ本授業を履修しておくことが望ましい。

そして本授業の成果は毎回の学習の積み重ねによって始めて得られるものである。よって出席を重視するので留意するように。

教科書

配布資料を使って授業を行う。授業中に配布する場合とRYUKA Portal上の「講義用配布資料」

プリント資料及び参考文献

授業計画

第 部（八木担当）
 テーマ：私たちの日常生活と法律の係わりについて
 第1回 権利義務の根拠 …条文
 （条文の役割と構造；民法239条・162条などを例に）
 第2回 事件(出来事)による権利義務の変動
 （事件が起これば人生が変わる？）
 第3回 権利義務の根拠 …人の意思（「意思表示」）
 （「自由な社会」って何？）
 第4回 契約の役割
 （「契約社会」といわれる意味は何？）
 第5回 具体的判決の妥当性
 （一般条項は裁判官の切り札！）

第 部（藤井担当）
 テーマ：裁判と法
 第1回 裁判と法
 第2回 刑事訴訟の手続 - 捜査から起訴、公判の準備まで
 第3回 刑事訴訟の手続 - 公判手続
 第4回 民事訴訟の手続 - 民事訴訟のしくみ
 第5回 民事訴訟の手続

第 部（小畑担当）
 テーマ：消費者の契約と法
 第1回 物の売買と法 - 契約の成立、無効、取消し、解除
 第2回 訪問販売、クーリングオフ、退去妨害により困惑したことによる意思表示の取消し
 第3回 電話勧誘販売、通信販売、不実告知により誤認したことによる意思表示の取消し
 第4回 消費者の債務不履行と損害賠償
 第5回 特定継続的役務提供契約

予習・復習

シラバスの授業計画に沿って授業は進んでいくのであらかじめ参考書等を読んで問題意識を持って授業に臨むこと。また受講後は授業で配布されたレジュメや資料を参考に授業内容を反芻すること。

備考